

3) 振動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)により振動を防止する必要性がある地域内において規制が定められているとともに、道路交通振動に係る要請限度が定められています。

(1) 特定工場の規制基準

特定工場の稼働に伴い発生する振動については、「振動規制法」に基づく規制基準が表 20 に示すとおり定められています。

表 20 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (7時から20時まで)	夜間 (20時から7時まで)
第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB

備考：1. 第1種区域、第2種区域の区分は次のとおりである。
 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、市街化調整区域
 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
 2. 第1種区域、第2種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
 ・「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 ・「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
 ・「医療法」(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 ・「図書館法」(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 ・「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

注) 規制基準は特定工場等の敷地の境界線における許容限度である。

出典：「特定施設等において発生する振動の規制に関する基準について」(昭和51年11月10日、環境庁告示第90号)

「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」(昭和61年4月1日 岡山県告示第350号)

(2) 建設作業振動の規制基準

建設作業に伴い発生する振動については、「振動規制法」に基づく規制基準が表 21 に示すとおり定められています。

表 21 特定建設作業振動の規制基準

No.	作業区分	規制基準	作業禁止時間		連続作業限度期間		作業休止日
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
1	くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業	75dB以下	19時から	22時から	6日		日曜日 その他 の休日
2	鋼球を使用する作業		翌日	翌日			
3	舗装版破碎機を使用する作業		7時まで	6時まで			
4	ブレーカーを使用する作業						
※1日の作業限度時間			10時間	14時間			

備考：第1号区域及び第2号区域は次のとおりである。

1. 第1号区域

第1種区域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域）として定められた区域

第2種区域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、市街化調整区域）として定められた区域

第3種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）として定められた区域

第4種区域（工業地域）として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルまでの区域

・「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

・「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

・「医療法」（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

・「図書館法」（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

・「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

2. 第2号区域

1. 項に掲げる区域以外の工業地域

注) 1. 規制基準は特定建設作業場所の敷地境界線で適用する。

2. ※1日の作業限度は、振動基準を超える振動を発生する特定建設作業について勧告又は命令を行うにあたり、※欄に定める時間から4時間まで短縮させることができる。

3. この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられている。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」（昭和61年4月1日、岡山県告示第350号）

(3) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」に基づき指定地域内の道路交通振動の要請限度が表 22 に示すとおり定められています。

表 22 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 (7時から20時まで)	夜間 (20時から7時まで)
第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB
備考：1. 第1種区域、第2種区の区分は次のとおりである。 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2住居地域、市街化調整区域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

注) 規制基準は道路の境界線。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日、総理府令第58号)

「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」(昭和61年4月1日 岡山県告示第350号)